

## 定款施行細則例（平成29年埼玉県公表定款施行細則例示参照版）

- ※1 この定款施行細則例（以下「本細則例」という。）は、平成29年に埼玉県が公表した定款施行細則例示を参考にして、理事長の専決事項をはじめ、法人運営に関する基本的な事項を定めることによって、『定款とこの定款施行細則を読めば基本的な法人運営を行うことができる』ようにするために作成しました。
- ※2 本細則例は、国が示した社会福祉法人定款例に沿って作成した1つの参考例です。法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差支えありません。ただし、各法人は、適正な手続きにより法人運営を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項））。
- ※3 各法人の他の内部規程との整合についても留意してください。
- ※4 別に記載するもののほか、本文中に<>（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として規定例を列記しているものはそのいずれかを選択し、その他については法人によって追加して、それぞれ規定する必要がある事項です。
- ※5 本細則例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあり得ます。（R7.4最終改正）

## 社会福祉法人〇〇 定款施行細則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 評議員の選任及び解任

#### (評議員の改選時期)

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

#### (評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 欠格事由等に該当しないことの宣誓書（又は誓約書）
- (3) 履歴書
- (4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者及び反社会的勢力の者に該当しないことを確認

するために必要な資料

- 2 前項の資料のうち（１）及び（２）の資料については、（１）にあつては別記第１号第１様式により、（２）にあつては別記第１号第２様式により、それぞれ当該評議員の選任候補者として予定している者に作成させ、徴するものとする。
- 3 第１項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならないほか、同項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があつた場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

（中途辞任）

第４条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

（評議員の解任の提案をしようとする時の手続）

- 第５条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。
- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
  - 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
  - 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（欠員の補充）

第６条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

（評議員名簿）

第７条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に５年間及び従たる事務所に３年間備え置くものとする。

### 第３章 評議員会

（報告事項）

第８条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- （１）事業報告（注１）
- （２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況を含む。）
- （３）その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

（注１）会計監査人設置社会福祉法人については、社会福祉法第４５条の３１（会計監査人設置社会福祉法人の特則）の規定により、会計監査人の会計監査報告において無限定適正意見がある場合など社会福祉法施行規

則第2条の39に定める要件を全て満たす場合には、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録も、定時評議員会の報告事項になるので、第1号は、次のとおり規定すること。

(1) 事業報告並びに社会福祉法第45条の31の規定に該当する場合には計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録

#### (評議員会の招集事項の決定)

第9条 定款第〇条第〇項（定款例であれば第12条第1項）の規定により理事長が評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項（議題）
- (3) 議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### (評議員会の招集通知)

第9条の2 評議員会を招集するには、理事長（前条第2項に規定する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 定時評議員会の招集にあっては、第1項の通知に、理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、財産目録及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む）を添付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

5 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

#### (評議員会の運営)

第10条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

2 評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

#### (議事録)

第11条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
- (4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事〈又は会計監査人〉の意見等
- (5) 出席した評議員、理事〈例1：又は監事 例2：、監事又は会計監査人〉の氏名又は名称

(6) 議長の氏名

(7) 議事録を作成した者の氏名

- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。
- 4 議事録は、議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第12条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

#### 第4章 役員の選任及び解任

(役員の改選)

- 第13条 役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 理事が理事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、理事会の決議により行わなければならない。
  - 3 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。
  - 4 理事会において前項の同意があった場合は、その旨を、当該理事会の議事録に記録するものとする。

(役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料等)

第14条 理事が、理事会の決議に基づいて、評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

(1) 就任承諾書

(2) 欠格事由等に該当しないことの宣誓書（又は誓約書）

(3) 履歴書

(4) その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者及び反社会的勢力の者に該当しないことを確認するために必要な資料

- 2 前項の資料のうち(1)及び(2)の資料については、(1)にあつては別記第2号第1様式により、(2)のうち理事の選任候補者から徴するものにあつては別記第2号第2の1様式により、(2)のうち監事の選任候補者から徴するものにあつては別記第2号第2の2様式により、それぞれ当該役員の選任候補者として予定している者に作成させ、徴するものとする。
- 3 第1項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならないほか、同項の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があつた場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない

らない。

- 4 評議員会に対する役員を選任候補者の推薦の提案は、「役員選任候補者推薦書」を提出して行うものとする。
- 5 前項の「役員選任候補者推薦書」は、別記第2号第3様式のとおりとする。

(準用規定)

第14条の2 前条の規定は、評議員が社会福祉法第45条の8第4項の規定により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第185条の規定により、役員選任に係る議案を提出する場合、及び監事が社会福祉法第43条第3項の規定により準用される一般法人法第72条第2項の規定により、理事に対し監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求する場合に準用する。これらの場合において、第1項中「提案を決議する理事会の開催」とあるのは、それぞれ「役員選任に係る議案を策定する」及び「請求を行う」と読み替えるものとする。

(中途辞任)

第15条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任の提案をしようとする時の手続)

- 第17条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。
- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
  - 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
  - 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第18条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第19条 理事長は、役員を選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

## 第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第20条 理事会は、次に掲げる事項のほか法人の全ての業務執行（定款第〇条（定款例であれば第24条）の規定により、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項を除く。）を決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 定款の変更に関する議案の決定
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長等の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の取得（固定資産にあつては、その取得は、固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するための措置を含む。以下同じ。）並びに処分（譲渡(売却)、交換、賃貸及び除却(廃棄)のほか、担保提供を含む。以下同じ。）
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約
- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属先の選定に関する議案の決定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案

(業務の適正を確保するための体制の整備)（注2）

第20条の2 理事会は、次に掲げる事項についての基本方針を決定し、当該基本方針に基づいて、現状の把握及び課題の認識を行うとともに、法人の業務の適正を確保するために必要な内部管理に係る規程の策定及び見直しを<例1：行わなければならない。例2：行うよう努めなければならない。>

- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (6) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- (7) 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- (8) 監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (9) 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(11) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(12) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(注2) その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、法人のガバナンスを確保するために、理事会において、内部管理体制の整備について基本方針を決定し、当該基本方針に基づいて、規程の策定等を行わなければなりません（法第45条の13第5項、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」第4章の（3）のア）が、かかる内部管理体制の構築は、特定社会福祉法人に限って求められるものではなく、経営基盤の強化に含まれるものとして、その他すべての法人においても積極的に取り組むべきものです（法第24条第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項））。

次のとおり、この措置を行ううえで法人が行うことが想定される作業のほか、〈参考例〉として内部管理体制の基本方針の参考例を示します。

- ① 内部管理体制の現状把握
  - ・ 内部管理の状況及び内部管理に係る規程等の整備の状況を確認する。
- ② 内部管理体制の課題認識
  - ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定する。
- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
  - ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定する。
- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
  - ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等を行う。

#### 〈参考例〉内部管理体制の基本方針

本〇〇福祉会は、令和〇〇年〇月〇日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本〇〇福祉会の基本方針を以下のとおり決定した。

#### 1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

## 2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行その他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

## 3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

## 4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

### （報告事項）

第21条 理事会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 理事長〈及び業務執行理事〉の職務の執行の状況
- (2) 理事長の専決事項に係る専決及び執行の状況
- (3) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況を含む。)
- (4) その他役員から報告を求められた事項

- 2 前項の報告のうち、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第3項）の規定により理事長及び業務執行理事が行う報告について、理事長及び業務執行理事が作成する報告書の様式は、それぞれ別記第3号第1様式及び別記第3号第2様式のとおりとする。

#### （理事会の招集）

第22条 理事会を招集する者は、次の招集事項を記載した書面により、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- （1）理事会の日時及び場所
- （2）議題

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

#### （理事会の運営）

第23条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

- 2 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

#### （議事録）

第24条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- （1）理事会の日時及び場所
  - （2）社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨
  - （3）議事の経過の要領及びその結果
  - （4）特別の利害関係を有する理事の氏名
  - （5）社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
  - （6）出席した理事及び監事の氏名
  - <（7）出席した会計監査人の氏名又は名称>
  - （8）議長の氏名
  - （9）議事録を作成した理事の氏名
- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
  - 3 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。
  - 4 議事録は、議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第25条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第5章の2 監事の権限及び義務

(理事会に対する報告義務)

第25条の2 監事は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

(理事会の招集請求)

第25条の3 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（社会福祉法第45条の14第1項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(理事会への出席義務)

第25条の4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(評議員会に対する報告義務)

第25条の5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第25条の6 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(情報の収集及び監査環境の整備)

第25条の7 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

- (1) 法人の理事及び職員
- (2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

## 第6章 事業報告及び決算（注3）

### （資料の作成等）

第26条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

### （監事の監査）

第27条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

### （監査報告の内容）

第28条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- （1）監査の日時及び場所
- （2）監査の方法及びその内容
- （3）計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- （4）追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- （5）事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- （6）理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- （7）監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- （8）社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- （9）監査報告を作成した日

### （備え置き）

第29条 第26条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の2週間前の日から3年間従たる事務所に備え置くものとする。

### （評議員への提供）

第30条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

（注3） 会計監査人設置社会福祉法人の場合、第6章は、次の例を参考に定めることとなります。

第6章 事業報告及び決算

(資料の作成等)

第26条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、会計監査人及び監事に提供するものとする。

2 理事長は、会計年度終了後1月以内に事業報告及びその附属明細書を作成し、監事に提供するものとする。

(会計監査人の会計監査)

第27条 会計監査人は、前条第1項の資料を受領した日から4週間以内に、理事長及び監事に対し、法令に基づく会計監査報告の内容を通知するものとする。

(監事の監査)

第28条 監事は、前条の会計監査報告を受領した日から1週間以内に監査を実施し、理事長及び会計監査人に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第29条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (4) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- (5) 会計監査人の職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (6) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (7) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (8) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (9) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (10) 監査報告を作成した日

(備え置き)

第30条 第26条各項の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の2週間前の日から3年間従たる事務所に備え置くものとする。

(評議員への提供)

第31条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を提供するものとする。

## 第7章 事務の専決

### (事務の専決)

第31条 定款第〇条（定款例であれば第24条）の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

2 理事長が専決することのできる事項については、その一部を〈業務執行理事又は〉施設長の専決事項とすることができる。

### (専決の報告)

第32条 理事長は、理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項を、理事長の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2 業務執行理事又は施設長は、前条第2項の規定により専決を行ったときは、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

### 附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。



<別表1>

**I 理事長専決事項**

- 1 「〇〇の任免」を除く職員の任免
- 2 法人の新たな義務の負担を伴わない債権の効力の変更（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 借入金額が1件当たり〇〇〇万円未満の設備資金の借入に係る契約
- 4 工事又は製造の請負（施設設備の保守管理、物品の修理等に係るものに限る。）については、予定価格が1件当たり250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については、予定価格が1件当たり160万円未満の契約、その他の契約（ただし、基本財産に関する契約及び本表に別に規定する契約を除く。）については、予定価格が1件当たり100万円未満の契約を締結すること（注4）
- 5 基本財産以外の固定資産の取得に係る契約であって、予定価格が1件当たり160万円未満のもの
- 6 基本財産以外の固定資産（土地、建物及び補助事業により取得した設備のほか、取得価額が1件当たり500万円以上のものを除く）の処分
- 7 損傷その他の理由により、不要となった物品（基本財産及び固定資産を除く。以下本号において同じ。）又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- 8 寄附金品の受入れに関する決定（使途として新規の事業又は新たな施設の開設に充てることが指定された寄附金その他法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 11 職員の昇給・昇格に関する事

**II 業務執行理事専決事項**

（必要に応じて定める。）

**III 施設長専決事項**

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 7 利用者の日常の処遇に関する事
- 8 利用者の預り金の管理に関する事

（注4）本例は、本号に規定する契約の全部を理事長専決事項とする場合の例であるが、これらの一部を業務執行理事若しくは施設長専決事項として差し支えなく（本細則第31条第2項）、この場合は、次の例を参考に、本号のほか、別途、業務執行理事専決事項若しくは施設長専決事項を定める号を設けること。

**I 理事長専決事項**

- 4 工事又は製造の請負（施設設備の保守管理、物品の修理等に係るものに限る。）については、予定価格が1件当たり100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については、予定価格が1件当たり100万円以上160万円未満の契約を締結すること。

**II 業務執行理事専決事項又はIII施設長専決事項**

○ 予定価格が1件当たり100万円未満の契約（ただし、基本財産に関する契約及び本表に別に規定する契約を除く。）を締結すること

(別記第1号第1様式)

## 評議員事前就任承諾書

私は、〇〇年〇月に開催される予定の社会福祉法人〇〇〇の評議員選任・解任委員会において評議員に選任された場合は、これに就任することを承諾します。

記

任 期： 〇〇年〇月に開催される予定の定時評議員会の終結の時から  
△△年△月に開催される予定の定時評議員会の終結の時まで

〇〇年〇月〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏 名 〇〇〇〇 氏 (印)

社会福祉法人〇〇会  
理事長〇〇〇〇 様



## 評議員の宣誓書

社会福祉法人 ○○○  
理事長 ○○○○ 様

私は、社会福祉法人○○○の評議員就任にあたり、次のとおり申し立てします。

1 社会福祉法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しません。

2 社会福祉法第40条第4項に規定する他の各評議員と特殊の関係がある者及び同条第5項に規定する各役員と特殊の関係がある者について

①他の各評議員及び各役員の配偶者、3親等以内の親族又は社会福祉法施行規則第2条の7若しくは同規則第2条の8に規定する特殊の関係がある者に該当しません。

②他の各評議員と社会福祉法施行規則第2条の7第6号から第8号までに定める関係がある者（第6号又は第8号にあってはこれらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り、第7号にあってはこの号に規定する合計数が当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限り。）に、

該当しません。

該当します。

・当該評議員（ ） ・関係（ ）

・当該評議員（ ） ・関係（ ）

・当該評議員（ ） ・関係（ ）

③各役員と社会福祉法施行規則第2条の8第6号又は第7号に定める関係がある者（第6号にあってはこの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り、第7号にあってはこの号に規定する合計数が当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限り。）に、

該当しません。

該当します。

・当該役員（ ） ・関係（ ）

・当該役員（ ） ・関係（ ）

・当該役員（ ） ・関係（ ）

3 社会福祉法第40条第1項第6号に規定する暴力団員等のほか、反社会的勢力の者に該当しません。

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

・第40条第1項

次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

・第40条第4項

評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

・第40条第5項

評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

○社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

・第2条の6の2

法第40条第1項第2号（法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

・第2条の7

法第40条第4項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該評議員の使用人

三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六 当該評議員が役員（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員数の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

・第2条の8

法第40条第5項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

## 評議員の宣誓書(租税特別措置法第40条適用版)

社会福祉法人 ○○○  
理事長 ○○○○ 様

私は、社会福祉法人○○○の評議員就任にあたり、次のとおり申し立てします。

1 社会福祉法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しません。

2 社会福祉法第40条第4項に規定する他の各評議員と特殊の関係がある者及び同条第5項に規定する各役員と特殊の関係がある者について

①他の各評議員及び各役員の配偶者、3親等以内の親族又は社会福祉法施行規則第2条の7若しくは同規則第2条の8に規定する特殊の関係がある者に該当しません。

②他の各評議員と社会福祉法施行規則第2条の7第6号から第8号までに定める関係がある者（第6号又は第8号にあってはこれらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り、第7号にあってはこの号に規定する合計数が当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る。）に、

該当しません。

該当します。

・当該評議員（ ） ・関係（ ）

・当該評議員（ ） ・関係（ ）

・当該評議員（ ） ・関係（ ）

③各役員と社会福祉法施行規則第2条の8第6号又は第7号に定める関係がある者（第6号にあってはこの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り、第7号にあってはこの号に規定する合計数が当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る。）に、

該当しません。

該当します。

・当該役員（ ） ・関係（ ）

・当該役員（ ） ・関係（ ）

・当該役員（ ） ・関係（ ）

3 各評議員及びその親族並びにこれらと租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者について

①各評議員及びその親族並びにこれらと租税特別措置法施行令第25条の17第6

項第1号に規定する特殊の関係がある者（私を含む関係に限る。）が、評議員の3分の1を超えて含まれることにはなりません。

②他の各評議員の親族に、

該当しません。

該当します。

- |         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| ・当該評議員（ | ） | ・続柄（ | ） |
| ・当該評議員（ | ） | ・続柄（ | ） |
| ・当該評議員（ | ） | ・続柄（ | ） |

③他の各評議員と租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者に、

該当しません。

該当します。

- |         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| ・当該評議員（ | ） | ・関係（ | ） |
| ・当該評議員（ | ） | ・関係（ | ） |
| ・当該評議員（ | ） | ・関係（ | ） |

4 社会福祉法第40条第1項第6号に規定する暴力団員等のほか、反社会的勢力の者に該当しません。

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

・第40条第1項

次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

・第40条第4項

評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

・第40条第5項

評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

○社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

・第2条の6の2

法第40条第1項第2号（法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

・第2条の7

法第40条第4項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該評議員の使用人

三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六 当該評議員が役員（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員数の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

・第2条の8

法第40条第5項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

・第25条の17第6項第1号

贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項及び次項第一号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号及び同項第一号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員（(1)において「会社役員」という。）又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人



(別記第2号第1様式)

## (理事・監事) 事前就任承諾書

私は、〇〇年〇月に開催される予定の社会福祉法人〇〇〇の評議員会において(理事・監事)に選任された場合は、これに就任することを承諾します。

記

任 期： 〇〇年〇月に開催される予定の定時評議員会の終結の時から  
△△年△月に開催される予定の定時評議員会の終結の時まで

〇〇年〇月〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏 名 〇〇〇〇 氏 (印)

社会福祉法人〇〇会  
理事長〇〇〇〇 様



(別記第2号第2の1様式)

## 理事の宣誓書

社会福祉法人 ○○○  
理事長 ○○○○ 様

私は、社会福祉法人○○○の理事就任にあたり、次のとおり申し立てします。

1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しません。

2 社会福祉法第44条第6項に規定する各理事と特殊の関係がある者について

①各理事の配偶者、3親等以内の親族又は社会福祉法施行規則第2条の10に規定する特殊の関係がある者（私を含む関係に限る。）が、上限数を超えて含まれることにはなりません。

②他の各理事の配偶者又は3親等以内の親族に、

該当しません。

該当します。

・当該理事（ ） ・続柄（ ）

・当該理事（ ） ・続柄（ ）

・当該理事（ ） ・続柄（ ）

③他の各理事と社会福祉法施行規則第2条の10第6号又は第7号に定める関係がある者（これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）に、

該当しません。

該当します。

・当該理事（ ） ・関係（ ）

・当該理事（ ） ・関係（ ）

・当該理事（ ） ・関係（ ）

3 社会福祉法第40条第1項第6号に規定する暴力団員等のほか、反社会的勢力の者に該当しません。

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

印

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

- ・第44条第1項により準用される第40条第1項 ※下線：法で準用する内容を適用した部分  
次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

- ・第44条第6項

理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

○社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

- ・第2条の6の2

法第40条第1項第2号（法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- ・第2条の10

法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

# 理事の宣誓書(租税特別措置法第40条適用版)

社会福祉法人 ○○○  
理事長 ○○○○ 様

私は、社会福祉法人○○○の理事就任にあたり、次のとおり申し立てします。

1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しません。

2 社会福祉法第44条第6項に規定する各理事と特殊の関係がある者について

①各理事の配偶者、3親等以内の親族又は社会福祉法施行規則第2条の10に規定する特殊の関係がある者（私を含む関係に限る。）が、上限数を超えて含まれることにはなりません。

②他の各理事の配偶者又は3親等以内の親族に、

該当しません。

該当します。

・当該理事（ ） ・続柄（ ）

・当該理事（ ） ・続柄（ ）

・当該理事（ ） ・続柄（ ）

③他の各理事と社会福祉法施行規則第2条の10第6号又は第7号に定める関係がある者（これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）に、

該当しません。

該当します。

・当該理事（ ） ・関係（ ）

・当該理事（ ） ・関係（ ）

・当該理事（ ） ・関係（ ）

3 各理事及びその親族並びにこれらと租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者について

①各理事及びその親族並びにこれらと租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者（私を含む関係に限る。）が、理事の3分の1を超えて含まれることにはなりません。

②他の各理事の親族に、

該当しません。

該当します。

- ・当該理事 ( ) ・続柄 ( )
- ・当該理事 ( ) ・続柄 ( )
- ・当該理事 ( ) ・続柄 ( )

③他の各理事と租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者に、

該当しません。

該当します。

- ・当該理事 ( ) ・関係 ( )
- ・当該理事 ( ) ・関係 ( )
- ・当該理事 ( ) ・関係 ( )

4 社会福祉法第40条第1項第6号に規定する暴力団員等のほか、反社会的勢力の者に該当しません。

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

印

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

- ・第44条第1項により準用される第40条第1項 ※下線：法で準用する内容を適用した部分  
次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

- ・第44条第6項

理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

・第2条の6の2

法第40条第1項第2号(法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

・第2条の10

法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)
- 七 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)

○租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)

・第25条の17第6項第1号

贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項及び次項第一号において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号及び同項第一号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員((1)において「会社役員」という。)又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人



(別記第2号第2の2様式)

## 監事の宣誓書

社会福祉法人 ○○○  
理事長 ○○○○ 様

私は、社会福祉法人○○○の監事就任にあたり、次のとおり申し立てします。

1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しません。

2 社会福祉法第44条第7項に規定する他の各役員と特殊の関係がある者について  
①配偶者、3親等以内の親族又は社会福祉法施行規則第2条の11に規定する特殊の関係がある者に該当しません。

②社会福祉法施行規則第2条の11第6号から第9号までに定める関係がある者  
(第6号、第7号又は第9号にあってはこれらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り、第8号にあってはこの号に規定する合計数が当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限る。)に、

該当しません。

該当します。

・当該役員 ( ) ・関係 ( )  
・当該役員 ( ) ・関係 ( )  
・当該役員 ( ) ・関係 ( )

3 社会福祉法第40条第1項第6号に規定する暴力団員等のほか、反社会的勢力の者に該当しません。

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

印

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

- ・第44条第1項により準用される第40条第1項 ※下線：法で準用する内容を適用した部分  
次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

- ・第44条第7項

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

- ・第2条の6の2

法第40条第1項第2号(法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- ・第2条の11

法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

九 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

# 監事の宣誓書(租税特別措置法第40条適用版)

社会福祉法人 ○○○  
理事長 ○○○○ 様

私は、社会福祉法人○○○の監事就任にあたり、次のとおり申し立てします。

1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項に規定する欠格事由に該当しません。

2 社会福祉法第44条第7項に規定する他の各役員と特殊の関係がある者について

①配偶者、3親等以内の親族又は社会福祉法施行規則第2条の11に規定する特殊の関係がある者に該当しません。

②社会福祉法施行規則第2条の11第6号から第9号までに定める関係がある者（第6号、第7号又は第9号にあってはこれらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り、第8号にあってはこの号に規定する合計数が当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超えない場合に限り。）に、

該当しません。

該当します。

- |        |   |      |   |
|--------|---|------|---|
| ・当該役員（ | ） | ・関係（ | ） |
| ・当該役員（ | ） | ・関係（ | ） |
| ・当該役員（ | ） | ・関係（ | ） |

3 各監事及びその親族並びにこれらと租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者について

①各監事及びその親族並びにこれらと租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者（私を含む関係に限る。）が、監事の3分の1を超えて含まれることにはなりません。

②他の各監事の親族に、

該当しません。

該当します。

- |        |   |      |   |
|--------|---|------|---|
| ・当該監事（ | ） | ・続柄（ | ） |
| ・当該監事（ | ） | ・続柄（ | ） |

・当該監事（ ） ・続柄（ ）

③他の各監事と租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者に、

該当しません。

該当します。

・当該監事（ ） ・関係（ ）

・当該監事（ ） ・関係（ ）

・当該監事（ ） ・関係（ ）

4 社会福祉法第40条第1項第6号に規定する暴力団員等のほか、反社会的勢力の者に該当しません。

以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

・第44条第1項により準用される第40条第1項 ※下線：法で準用する内容を適用した部分

次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

・第44条第7項

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

・第2条の6の2

法第40条第1項第2号(法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

・第2条の11

法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)
- 七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)
- 八 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員等の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。)
- 九 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)

○租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)

・第25条の17第6項第1号

贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項及び次項第一号において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号及び同項第一号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

- イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員((1)において「会社役員」という。)又は使用人である者
  - (1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
  - (2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人



(別記第2号第3様式)

社会福祉法人〇〇〇会 役員候補者推薦書

区分	氏名	生年月日	住所	職業 (他の団体における兼職 状況を含む。)	法第44条第4項又は第5項の資 格者に当たると判断したときはそ の資格及びその判断理由	本法人に おける兼 職関係	親族その他特殊関係の有無		
							他の各理事 との関係	他の各監事 との関係	租特令上の 親族等
理事						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	X	該当なし 該当あり
						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり		該当なし 該当あり
						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり		該当なし 該当あり
						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり		該当なし 該当あり
						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり		該当なし 該当あり
						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり		該当なし 該当あり
監事						該当なし	該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
						該当なし	該当なし	該当なし	該当なし 該当あり

全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないことを確認済みです。

## 注意事項

1. 「職業」の欄に記載すべき「他の団体における兼職状況」とは、次の事項をいいます。

①他の「社会福祉法人でない法人」の「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。

②他の「権利能力なき社団」の「代表者」、「役員」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「団体の名称」及びその「代表者」、「役員」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。

③他の「社会福祉法人」の「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である旨。

④国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の「職員」である場合(但し、国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。)は、その「団体の名称」及びその「職員」である旨。

2. 「法第 44 条第 4 項又は第 5 項の資格者に当たると判断したときはその資格及びその判断理由」の欄に記載すべき、「法第 44 条第 4 項の資格者」とは、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」又は「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」のいずれかをいうものであること。また、表中それぞれの資格を、欄外に凡例を示した上で、例えば、順に「事業経営識見」、「福祉実情精通」、及び「施設長」と略して示すことができること。なお、「施設長」に該当する場合は、判断理由については、具体的な施設の名称を記載すれば足りるものであること。

3. 「法第 44 条第 4 項又は第 5 項の資格者に当たると判断したときはその資格及びその判断理由」の欄に記載すべき、「法第 44 条第 5 項の資格者」とは、「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」のいずれかをいうものであること。また、表中それぞれの資格を、欄外に凡例を示した上で、例えば、順に「事業識見」及び「財務識見」と略して示すことができること。

4. 監事については、本法人の評議員、理事若しくは職員を兼ねることとなる場合、又は「他の各理事との関係」若しくは「他の各監事との関係」において親族その他特殊関係が有る場合は監事になれないので、該当のない候補者を記入し、「本法人における兼職関係」の欄、並びに「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち「他の各理事との関係」及び「他の各監事との関係」について確認した結果を示す欄には、いずれも「該当なし」と記載してください。

5. 上4の各欄及び「理事」に係る「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち「他の各監事との関係」の欄を除くほか、「本法人における兼職関係」の欄及び「親族その他特殊関係の有無」の欄には、「該当なし」又は「該当あり」のいずれかを記載してください。「該当あり」となる者がいる場合には、欄外に、下記の例のように、法令に反しない理由を記載してください。

記（例）

例1) 理事候補者の〇〇氏は、「本法人における兼職関係」に該当しますが、職員なので、兼職が許容されます。

例2) 理事候補者の〇〇氏と〇〇氏は、「各理事との関係における特殊関係」に該当しますが、その合計数が法令に定める上限を超えるものではありません。

6. 欠格条項又は暴力団員等反社会的勢力の者に該当する場合は役員になれないので、これらに該当しない候補者を記入し、欄外に、「全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないことを確認済みです。」と記載してください。

7. 租税特別措置法第40条の適用を受けない法人については、各候補者について「租特令上の親族等」の欄の記載は不要です。



(報告者)

社会福祉法人〇〇会

理 事 長 〇〇 〇〇

### 職務執行状況報告書

社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、理事長の自己の職務の執行状況について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

- 理事会で決議した事項に係る執行の状況（経過及び結果）  
…
- 日常の業務として理事会が定めた理事長への委任事項<sup>1</sup>\*に係る専決の状況及び執行の状況  
…
- 決算見込、月次決算（四半期・半期決算）  
…
- 所轄庁による指導監査の指摘事項  
…
- 各施設等事業活動の状況  
…
- 事業及び経理上生じた重要事項  
…
- 行政庁への届出のうち重要なもの  
…
- その他理事会から報告を求められた事項  
…

#### 附属資料

- …
- …

(前回職務の執行状況の報告を行った年月日：〇年〇月〇日)

以上

<sup>1</sup> ※日常の業務として理事会が定めた理事長等への委任事項については、＜別表1＞のとおり。

(留意事項)

1 理事長の職務の執行の状況の報告については、社会福祉法において、法第45条の16第3項の規定を除くほか、具体的な報告事項に係る定めがないことから、厚生労働省の関係通知及び各法人の内部規程に定めるもののほか、各法人の状況に応じた内容で実施することとなりますが、当該報告は、理事会による理事の職務の執行の監督を十分に機能させるためのものであることから（法第45条の13第2項第2号）、上記のような事項について報告することが考えられます。

2 理事会で決議した事項に係る執行の状況（経過及び結果）について、厚生労働省の関係通知に、当該報告を要する旨を定めるものとして、その決定を理事に委任することが法律上許容されていない重要な業務執行（法第45条の13第4項）に該当する「重要な契約」があります（入札通知<sup>2</sup>※1の（8）後段）。そして、理事長は、理事会の業務執行の決定に基づいて、法人の業務執行を行わなければならないこと（法第45条の16第1項、第2項）から、この報告については、契約締結前に開催した理事会において決議された契約書案に基づいて作成した、両当事者の署名又は記名及び押印のある契約書の写しを提出して行うこととし、事前に開催した理事会において決議された契約書案のとおり契約を締結したことを明らかにすることが適当です。

3 日常の業務として理事会が定めた理事長への委任事項（以下、「日常業務委任事項」といいます。）に係る専決の状況の報告（定款例第24条ただし書き）中、契約の締結に係る報告については、相手方及び契約金額を決定した見積合わせの状況（複数業者からの見積合わせによらず、市場価格調査等により判断した適正な価格による随意契約（以下、「1社随契」といいます。）を行った場合は、入札通知に照らし1社随契によることができる合理的な理由がある場合に該当すると判断した理由のほか、相手方の選定理由及び契約価格が適正な価格であると判断した客観的根拠）にかかる説明を含めるとともに、両当事者の署名押印のある契約書の原本の写しを提出して行うことが適当です。

4 この報告は法令（又は定款）に定める頻度で定期的に行う必要がある（法第45条の16第3項、定款例第17条第3項）ので、前回の報告から実質的に何の職務の執行も行っていない場合であっても、報告自体を省略することはできず、この場合は、「何もしていないこと」を報告する必要があります（こうした事実も理事会による監督の対象となります）。

5 理事長は、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務のほか、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を遂行する義務を負うこと（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）から、自己の職務の執行の状況の報告についても、日ごろから、理事会で決議した事項に係る執行の状況並びに日常業務委任事項に係る専決の状況及び執行の状況等について日誌に記録することとし、当該日誌に基づいて、適時に（業務執行及び専決等の職務を行った後、自己の職務の執行の状況の報告を行うべき最初の理事会において）、漏れなくかつ忠実に、報告を行うべきです。

6 この報告は、**実際に開催された理事会において報告する**必要があります。報告の省略により、理事及び監事の全員に対する書面による通知をもって替えることは認められません（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項）。

7 本人の責任において、例えば事務局長に報告させることは差支えありませんが、内容に対する質問には本人が回答します。また、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項、定款例第3条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められるため、質問及び回答の内容についても、理事会議事録に記載するとともに、この報告書を理事会議事録と一体のものとして保存しておくことが必要です（法第45条の14第6項、第45条の15第1項）。

---

<sup>2</sup> ※入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

(報告者)

社会福祉法人〇〇会

業務執行理事 〇〇 〇〇

### 職務執行状況報告書

社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、業務執行理事の自己の職務の執行状況について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

- 理事会で決議した事項及び専決事項に係る執行の状況（経過及び結果）  
…
- 決算見込、月次決算（四半期・半期決算）  
…
- 所轄庁による指導監査の指摘事項  
…
- 各施設等事業活動の状況  
…
- 事業及び経理上生じた重要事項  
…
- 行政庁への届出のうち重要なもの  
…
- その他理事会から報告を求められた事項  
…

#### 付属資料

- …
- …

(前回職務の執行状況の報告を行った年月日：〇年〇月〇日)

以上

(留意事項)

- 1 業務執行理事の職務の執行の状況の報告については、社会福祉法において、法第45条の16第3項の規定を除くほか、具体的な報告事項に係る定めがないことから、厚生労働省の関係通知及び各法人の内部規程に定めるもののほか、各法人の状況に応じた内容で実施することとなりますが、当該報告は、理事会による理事の職務の執行の監督を十分に機能させるためのものであることから（**法第45条の13第2項第2号**）、上記のような事項について報告することが考えられます。
- 2 理事会で決議した事項に係る執行の状況（経過及び結果）について、厚生労働省の関係通知に、当該報告を要する旨を定めるものとして、その決定を理事に委任することが法律上許容されていない重要な業務執行（**法第45条の13第4項**）に該当する「重要な契約」があります（**入札通知<sup>1</sup>※1の（8）後段**）。そして、業務執行理事は、理事会の業務執行の決定に基づいて、法人の業務執行を行わなければならないこと（**法第45条の16第1項、第2項**）から、この報告については、契約締結前に開催した理事会において決議された契約書案に基づいて作成した、両当事者の署名又は記名及び押印のある契約書の写しを提出し、事前の理事会において決議された契約書案のとおり契約を締結したことを報告することが適当です。
- 3 この報告は法令（又は定款）に定める頻度で定期的に行う必要がある（**法第45条の16第3項、定款例第17条第3項**）ので、前回の報告から実質的に何の職務の執行も行っていない場合であっても、報告自体を省略することはできず、この場合は、「何もしていないこと」を報告する必要があります（こうした事実も理事会による監督の対象となります）。
- 4 業務執行理事は、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務のほか、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を遂行する義務を負うこと（**法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項**）から、自己の職務の執行の状況の報告についても、日ごろから、理事会で決議した事項に係る執行の状況並びに日常業務委任事項に係る専決の状況及び執行の状況等について日誌に記録することとし、当該日誌に基づいて、適時に（業務執行等の職務を行った後、自己の職務の執行の状況の報告を行うべき最初の理事会において）、漏れなくかつ忠実に、報告を行うべきです。ただし、理事会に対して行う日常業務委任事項に係る専決の状況の報告については、理事長が行うこととされている（**定款例第24条**）ので、定款施行細則の定めるところにより業務執行理事が行った当該専決にかかる状況については、理事長が理事会に対して行う当該専決の状況の報告に支障を来すことのないよう、遅滞なくかつ適切に、理事長に対して報告すべきことに留意してください（日常業務委任事項に係る専決の状況の報告については、業務執行理事が理事会に対して行う報告にかかる報告書の例である上記記載例には含まれていません）。
- 5 この報告は、**実際に開催された理事会において報告する**必要があります。報告の省略により、理事及び監事の全員に対する書面による通知をもって替えることは認められません（**法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項**）。
- 6 本人の責任において、例えば事務局長に報告させることは差支えありませんが、内容に対する質問には本人が回答します。また、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（**法第24条第1項、定款例第3条第1項**）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められるため、質問及び回答の内容についても、理事会議事録に記載するとともに、この報告書を理事会議事録と一体のものとして保存しておくことが必要です（**第45条の14第6項、第45条の15第1項**）。

---

<sup>1</sup> ※入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）